

米子市建設工事等入札・契約審議会議事録（令和元年度第1回）

日時 令和元年10月23日（水） 午後2時から
場所 米子市役所本庁舎5階 議会第2会議室
出席者 委員 松原 雄平 竹下 靖彦 岩浅 美智子
西村 正男 笠岡 克巳 小林 玉青
事務局 総務部長 契約検査課 石田課長 吹野担当課長補佐 種子係長
工事所管課 水道局 整備課 都市整備課 営繕課 道路整備課
住宅政策課 農林課

議題 (1) 平成30年度下半期の発注状況について
(2) 入札及び契約の運用状況について（H30.10.1～H31.3.31契約分）
(3) その他

議事内容

〔午後2時開始〕

事務局 只今より、令和元年度第1回米子市建設工事等入札・契約審議会を開催いたします。次第に従いまして、では、辻総務部長がご挨拶をいたします。

辻総務部長開会 あいさつ

事務局 事務局紹介(自己紹介)

そういたしますと、続きまして次第で申し上げますと4の審議会の成立についてでございますが、本日の審議会は、審議会条例第5条第3項の規定によりまして、委員の皆さんの過半数の、全員になりますがご出席いただいておりますので、成立されたことをご報告を申し上げます。そういたしますと早速でございますが、議事の方に入らせていただきたいと思います。では、議事の進行につきましては、松原会長にお願いしたいと思いますので、松原会長さんよろしく申し上げます。

松原会長

皆さんこんにちは。改めまして会長の松原でございます。今日もいろいろな審議案件がございます。委員の皆様、それから関係各課の皆様のご支援ご協力がありまして、一件でも多く議事の審議ができればいいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。まず、議事の方ですが、今日は、平成30年度の下半期発注状況、それから入札・契約の運用状況、あわせまして前回の継続審議の案件もございますので、まずは、平成30年度の発注状況の後に、前回の審議案件を審議いただくというスケジュールということで、それではよろしく申し上げます。

事務局

座ったままで失礼します。そういたしますと、まず本日配布させていただきました資料を確認させていただきたいと思います。資料ですが、本日お配りいたしましたクリップ留めした一番目に、1枚留もので本日の次第書、二番目でございますが、本審議会の条例文になります。続きまして、三番目こちらホッチキス留めしてありますけれども、今回の審議会の案件でございますが、平成30年度下半期の発注状況の全20ページほどでございますが、ホッチキス留めにしてつけてあります。続きまして、1枚ものになりまして、米子市工事契約におけるくじ引きの発生状況の表をつけております。その次が、平成30年度下半期の辞退者一覧、これにつきましては、入札日順と業者別一覧を別々のホッチキス留めにしてございます。続きまして、平成30年度下半期の業者別の工事契約一覧。続いて、業者別の委託の契約の一覧になっております。ページ数ですが、まず、辞退者一覧の業者別の方ですけども、これにつきましては最終ページが6ページでございます。入札日順の辞退表一覧になりますがこれにつきましては、7ページものになります。続きまして、平成30年度工事の契約一覧業者別になりますけれども、これが、9ページのものでございます。もうひとつ平成30年度の委託契約一覧ですけども、これも業者別になりますがこれが、1ページから3ページまでのものでございます。

最後になりますけれども、先ほど話にもございましたが、前回の案件の継続の資料ということで、水道局の戸上水源地の工事の資料をつけております。これはページがふってないですけれども、全部で4枚ものになってます。資料の方は以上になりますけれども、お揃いでしょうか。

そういたしますと、説明の方に入らせていただきたいと思います。平成30年度の下半期の発注状況の説明につきましては、資料の方で申し上げますと、令和元年度第1回米子市建設工事等入札・契約審議会と書かれた資料の1ページ目の方からご説明させていただきたいと思います。そうしますと開いて頂きまして1ページ目になります。こちらの方に平成30年度下半期建設工事契約状況、今回、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの契約分ということで載せております。こちらの方は、工事にかかる入札でございます。まず、上の表のところになりますけれども、公募型指名競争入札というのが、今回建築一式（一般）工事として1件、電気通信工事として1件、全体の発注といたしましては、契約金額の方がこの2件合わせまして6億2,856万円、平均落札率につきましては98.22%となっております。次に工事希望型指名競争入札でございますが、とび・土工・コンクリート（法面一般）工事から防水工事まで全15工種といたしまして、件数が118件、契約金額につきましては、15億6,112万560円、平均落札率は92%でございました。

通常型指名競争入札につきましては、今回執行を行っておりません。入札の合計でございますが、先ほどの公募型・工事希望型合わせますと全部で16工種、発注件数につきましては120件、契約金額が21億8,968万560円、平均落札率は92.1%でございました。その表の下にまいりまして、工事にかかる随意契約でございます。こちらの方の発注工事といたしましては、ほ装工事から土木一式工事といたしまして6工種33件、契約金額といたしまして9,657万2,844円、平均落札率が94.5%でございました。入札と随意契約を合わせますと16工種、発注件数につきましては153件、契約金額は全部で22億8,625万3,404円、平均落札率につきましては92.6%でございました。

はぐって頂きまして、2ページになります。こちらの方が、工事にかかる委託についての契約状況でございます。期間といたしましては、先ほどと同じで下半期になります。まず、一般競争入札でございますが、建設コンサルタントといたしまして1件発注しておりまして、契約金額といたしましては518万4,000千円、落札率は95.9%でございました。続きまして、公募型指名競争入札につきましては、今回発注はいたしておりません。次に、通常型指名競争入札でございますが、発注件数が35件、契約金額は1億4,124万7,600円、落札率につきましては93.5%でございました。入札に関しましては、一般競争入札、通常型指名競争入札合わせますと発注件数が36件、契約金額が1億4,643万1,600円、平均落札率が93.6%でございました。続きまして、下の表の随意契約ということでまとめております。3業種で発注いたしまして、発注件数が全部で6件、契約金額は1,046万8,900円、平均落札率が98.6%でございました。工事にかかる委託全て合わせますと発注件数が42件、契約金額が1億5,690万500円となっております。平均落札率も94.3%でございました。

続きまして、3ページ目でございます。この3ページ目の表ですが、文字が小さくてすみませんが、平成16年から前期、後期、通年ということで、発注件数、契約金額、平均落札率をまとめている表であります。こちらの方、グラフ化してあるのが4ページからございますので、そちらの方で説明したいと思います。4ページ目でございますが、工事の入札の発注件数の推移につきまして、一番右端ですね、今回はこちらの方に平成30年度の数字を載せてございます。全体を見ますと平成24年から、年間だいたい200件程度の推移をしていますが、平成30度は例年よりも若干多く、件数が226件ということになっています。これは下半期に小学校、中学校の空調設備の案件の工事が入りまして、学校のエアコンの工事の発注が主なものになります。これが平成30年度と令和元年度合わせまして、米子市の全小中学校にて設置することになりまして、こちらの方が例年よりも件数が増えてきている要因ではないかと考えております。

続きまして5ページ目、こちらが工事の入札にかかる契約金額の推移をグラフ化したものでございます。これも一番右端上の方になりますけれど、平成30年度ということで載せてあります。約52億の契約金額ということで、これも前年と比べますと約20億増えているということになっております。この増加の理由でございますが、先ほどの契約状況表のところでも説明させていただきましたが、公募型の建築一式工事というのが大きな工事になりますけれども、下半期にも1件、上半期にも実は2件ございましたので、計3件大きい工事がありまして、これを合わせると大体約10億程度ということになります。これが増加の要因の一つとして考えられます。またもう一つ、下半期になりますけれども電気通信工事、これは防災無線の工事になりますが、これが約4億円弱ということで、これも例年よりも金額が大きいものということになっておりますので、そういったところが前年と比べて増加の要因になっていることとでございます。

続きまして、6ページ目でございます。工事の入札にかかる平均落札率の推移ということで載せております。全体的に見ますと平成20年に最低制限価格制度の導入を行っておりまして、平成23年度に最低制限価格のラインを見直しております。それ以降はだいたい92%程度ということで推移しておりますので、平成30年度につきましても91.6%ということとでございますので、率につきましては例年並みの推移ということではないかと考えております。

続きまして7ページ目でございます。工事の随意契約ということで載せております。先程入札の案件と同じように、平成16年度から発注件数、契約金額、平均落札率をまとめた表でございます。こちらの方も次のページからグラフ化したものが8ページからございますので、そちらを見ていただきたいと思います。工事の随意契約のグラフということでございまして、平成30年度につきましては72件発注しております。前年と数字的には同じという状況でございます。全体的に見ますと、平成27年度から随意契約の案件というのは減少の傾向にある、今年度は数字は変わらなかったんですけど、全体的には減少の傾向にあるということが言えるのではないかと考えております。

続きまして、9ページ目でございます。随意契約の金額の推移ということで載せたものでございます。平成30年度につきましては、前年と比べると約1億程度増えているということとでございます。これは平成30年度は、これは上期になりますけれども、大阪の地震による小学校でのブロック倒壊事故を受けまして、米子市の方でもブロック塀の修繕工事を緊急随契ということで、これが多数あったということで、その関係で前年からの増加に影響していると考えております。

続きまして、10ページ目でございます。工事の随契の平均落札率をグラフ化しているものでございます。平成30年度でございますが、これが93.6%ということで前年より率が上がっております。これにつきましては発注件数が全体的に少ないことの関係から、落札率が極端に高かったり、低かったりした金額の大きい随意契約がありましたらそれに引っ張られるということもございまして、ただ全体的に見ますと、大体近年は90%から96%の間で推移しておりますので、今年度が特段高いという意味ではございませんので、全体としては例年並みの推移だろうと考えております。

続きまして、11ページでございます。こちらも工事と同じように平成16年度から載せております。工事にかかる委託の表になります。発注件数、契約金額、平均落札率を載せております。これも12ページからの、グラフ化したものをご覧いただければと思います。平成27年度から、だいたい100件ちょっと通年で発注されてます。平成30年度も105件ということで、上半期は少し件数が多くございましたが、通年では例年並みの発注を行ったということで、今後も100件を超える程度で平均的に推移していくのではないかと考えております。

はぐっていただいて、13ページでございます。こちらでも委託にかかる入札の契約金額でございます。件数的には例年並みということですが、契約金額としましても平成27、28、29年と比べましても、大きく増える減るということがなかったと思います。こちらにつきましては、平成30年度が5億2,000万円ということで、例年並みの発注を行ったということだと考えております。

続きまして、14ページになります。こちらは委託にかかる平均落札率でございます。こちらの方も平成21年度に最低制限価格制度を採用したことで、上昇傾向が見られております。それ以降、上昇はしておりますが、92%から94%という幅でいたい推移しております。平成30年度も94.1%ということで、例年並みの推移で特別高い低いということではないと考えております。

続きまして15ページになります。こちらは委託の随意契約にかかる数字を、平成16年度から同じく載せています。こちらにつきましても、次のページにグラフ化したものがありますので、そちらの16ページの方でご説明させていただきたいと思っております。やはり、こちらの方も工事と同じく随契の件数については減少傾向にあるのではと思っております。平成28年、29年度とだいたい20件程度から下がってきて、平成30年度につきましても12件ということでございます。

次に17ページ、こちらの方ですけれども、委託の随意契約にかかる契約金額で、平成28、29年度と2,000万円前後で動いていたものが、今回は約2,800万円ということになっているところでございます。これにつきましては、上半期の方に高額な案件で2号随契というのがありましたので、この高額な金額がこの上昇の影響を受けているということでございます。それを抜けば例年並みの数字ということで、これも平成28、29年度からの傾向からは変化は見られていないということだろうと考えています。

はぐっていただきまして18ページでございます。随意契約の平均落札率ということでございます。これにつきましても、元々分母が少ないと言いますか、発注件数が少ない関係上、今回も12件しかございませんでしたが、比較的金額の大きい案件で落札率が高かったという案件がございましたので、こちらの方が影響いたしまして、だいたい96%という数字が表われたということでございます。それを除きますと、他のものにつきましては、特段高いというものは見られませんでしたので、今回の数字ですればこういったことが影響しているのではないかと考えています。

次に19ページ、20ページにつきましては各委員さんからの、皆さんからの抽出いただいた案件をまとめたものでございます。

そういたしますと続きまして、引き続きくじ引きの方の1枚ものの方の用紙の説明をさせていただけたらと思っております。こちらの方が平成23年度から30年度のくじ引きの発生状況についてまとめたものでございます。一番下になりますが、平成30年度の下半期ですが、入札にかかるものとしたしましては153件入札を行っておりまして、そのうち28件がくじ引きになったということで、内訳といたしましてはとび・土工・コンクリート（法面一般）が1件、ほ装工事が3件、建築一式工事が1件、土木一式（維持補修）工事が4件、土木一式工事（一般）が19件ということでございます。やはり例年と同じように、土木関係の積算の方がくじ引きになりやすいという傾向は、変わっていないと言えるんじゃないかと考えております。

続きまして、辞退者一覧ということでお配りしておりますが、こちらの方は前回から先程ちょっと説明させてもらいましたけれど、業者別と入札日順と別々に作成させていただいております。辞退理由といたしましては、技術者さんを確保することができなくなったとか、予定価格内での入札ができないとか、そういったことが全体的には多く見られております。過去の全体的な傾向で見ても、米子市の工事だけではなく、国や県との工事の受注の兼ね合いなどから技術者さんの配置ができなくなったということで辞退をいただくのが、例年もですど一番多いのではないかとこの状況でございます。最後の資料になりますが、平成30年度の下半期の発注状況の資料といたしまして、業者別の工事の契約一覧、それと委託の契約一覧を付けております。参考にしていただければと思います。ここまでで平成30年度の下半期の発注状況についての説明を終わります。ありがとうございました。

松原会長 ありがとうございます。平成30年度下半期ということで、色々な角度から取りまとして分析という形でご説明がございました。只今のご説明で何か皆さんの方から。

岩浅委員 先ほど、ご説明がありました工事入札平均落札率のところの最低制限価格制度の適用は、平成20年度とおっしゃって、これはそれでよろしいですね。それと、ラインの見直しが行われたのは平成23年度、それに対しまして14ページの委託平均落札率のところの最低制限価格制度の適用という部分は、これは21年度でしょうか、22年度でしょうか、それとも20年度でしょうか？

事務局 最低制限の適用につきましては、同時に最低制限価格制度を適用したわけではございません。工事につきましては平成20年度から適用ということでやっております。委託につきましては、その後でございましたので、これは平成21年度から委託につきましては最低制限価格制度を適用しているところでございます。

岩浅委員 わかりました。ありがとうございました。

松原会長 よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。それでは特にないようでしたら、前回の積み残しの審議がありましたので、それについて今日の資料についての説明からお願いできますでしょうか。

水道局 水道局の松前です。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。前回の審議会継続審議になっております水道局が発注いたしました、戸上水源地深井戸4号井戸更新工事の発注におきまして、随意契約に至った経過、業者選定理由について、再度説明させていただきたいと思っております。まず資料ですけれども、皆さんにお配りした20ページより後に、起工に係る稟議、工法の選定理由書、それから戸上水源地取水井更新検討委員会の第2回議事録、それから戸上水源地の平面図を付けております。まず平面図の方なんですけれども、戸上水源地は米子市水道局のメイン施設になります。この中に井戸が13カ所ございまして、浅井戸が8カ所、深井戸が5カ所になります。いずれも昭和40年代前半から50年代にかけて構築された井戸でございます。今回はこの深井戸に関する5カ所、これに関しまして検討した結果でございます。

1枚戻っていただきまして、取水井更新検討委員会の議事録でございます。この中で1枚目、表の下から2行目、既存井戸のケーシングは鋼管で施工されているため、ステンレス鋼管に更新していく必要があるという指摘、検討がなされております。と言いますのも、先ほど言いました昭和40年代後半から作られたもので、それ以降更新しておりませんので、深井戸の中には鋼管製のパイプを入れます。その中に水を取り込むスクリーンといたしましてメッシュが2、3カ所設けてあるんですけども、その鋼管の鉄製のメッシュの部分が腐食して取水量が減っております。戸上水源地の全体で設置当初は、日5万トンくらい取れておったんですけども、今では4万トンぐらい、約80%くらいまで減少しております。これは井戸枯れではないんですけども、先ほど言いましたスクリーンの水回り等が、主な原因になっているんじゃないかというふうに考えて結論を出しております。元々、水が出る場所から取っておりましたので、そのスクリーンさえ交換すれば、元の水位に戻るんじゃないかということで、同じ場所、同じ深さでの井戸の更新という構成ということですね。工事ということで一番錆びにくいステンレス製のケーシングパイプスクリーンに交換する。これが一番最適ではないかという検討委員会の検討をいたしました。それに於きまして水道局の方で、担当課の方でいろいろ検討させていただいたんですけど、また1枚戻っていただきまして深井戸ケーシング更生工法の選定理由書というのを付けております。

井戸の更新にはそちら書いておりますけれども、工法比較ということで3つほど挙げております。順に説明していきますと、1番の二重管工法というのは、今ある井戸の中に新しいパイプを入れこむ、今回の井戸が直径40cmの管ですので、その中に入れるとなると一番大きくても30cmくらいの管を入れることになります。そうしますと全体の取水量は減りますし、元々の40cmの管は外に残りますのでどうしても目詰まりというのが解消されませんので、長期的な目で見ればこの方法は、選定にはちょっと適さないのではないかとことです。2番目の引き抜き工法というのは、当初入れた時にコンダクターパイプというちょっと大きなパイプを入れてそれを誘導するためのパイプと言いますか、ちょっと浅めに入れたりするんですけど、それとかを入れてすぐのパイプとかは引き抜くことは可能ですけど、今回40年以上経過しているものになりますし、錆びてもおりますので引き抜くということになると破損してしまう可能性があります。これも工法から外させていただきます。

1枚めくっていただきまして3番のドーナツドリル工法というのがあります。ドーナツドリル工法というのは既存の40cmのパイプの外側に60cmくらいの大きさのパイプで掘り下げていきます。既存の鋼管のスクリーン、ケーシングパイプ、それから井戸のまわりの砂利とかそういうものも合わせて引き抜きます。引き抜いた後に、新しいステンレス製のパイプを入れて、井戸として構築していくという方法になります。このドーナツドリル工法ですけども、長所の方は先ほど言いましたけど、効率がいいのと確実にケーシングパイプ、腐食したパイプが抜けるということで長所と書いております。短所というところで問題となっているのはそこだと思いますけれども、特許等がございまして、施工できる業者が1社しかなく、また自社の施工のために費用が割高となる。機材調達など工期設定の調整も必要といったような短所もございまして、私どもはとにかく元の取水量に戻したいという希望がございましたので、この方法を選定したということが、選定工法3番のドーナツドリル工法として選定しております。以上のドーナツドリル工法を採用した経過なり理由というのとは以上となります。

松原会長

ありがとうございました。ただいま全体の米子市の水源の場所、それから検討委員会の協議資料、それから最後の工法選定理由書ということでいただきました。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

- 竹下委員 前回私がお尋ねしたのは、この工法しかないという形ではなくて、例えばアースドリル工法であるとか、ベノイト工法であるとか、オールケイシング工法とかいう各工法がある。これを見ますと、選定理由としてそういう他社の法との比較がなくて、要するにもう既にこのドーナツドリル工法というところに絞って行っているというのはなぜなのか、というふうに私は質問したわけなんです。だから当然その選定に於いて、各工法の長所短所、そういう形が列記した上でこの工法を採用したというのがないと、この高額な随契について、この随契するのはいかなるものかということで、今申し上げたことだと思うんで、それは議事録を見てください。それから見ると、今回のドーナツドリル工法についての説明をされたんで、そことの関連はどういうことなのでしょうか。
- 水道局 今、竹下委員が言われましたその他の工法、アースドリルであったりということは、建物を基礎打ちしたりするために穴を掘る工法です。井戸を更新する方法ではございません。選定にはなりませんので外しております。当初からそれは全く違う工法ですので比較の検討もしていません。
- 松原会長 おっしゃったのは、今竹下委員が挙げられたいくつかの工法っていうのは要するに基礎を作る、杭かなんかをこう。
- 水道局 はい、そうです。基礎を打つために鋼管杭であったりコンクリート栓を打つために、最初にそれで穴を開けるとか、穴を開けながら杭を打ち込んでいくということで、今回は井戸を更新するために中を全部引き抜くということです。それらの工法は杭を打つための工法ですので更生には当てはまりません。
- 松原会長 アースドリルというのは、この杭を既存管、その上に杭を打つという、それを岩盤まで或いは支持層まで下りていくっていうやつですよ。だから水を採取するという、井戸水の採取としての工法としては、これはまた別の工法であるという。
- 水道局 そうです。
- 松原会長 今、二重管工法と引き抜き工法、ドーナツドリル工法と3つの方法のご説明がございましたが、いろいろ一長一短であるということもですが、ドーナツドリル工法で既存管の周りを囲むように掘り下げていくということで、ある程度まで達したらドリルパイプを既存管と同時に持ち上げるということで、同時に持ち上げる時に既存の鋼管を持ち上げられる、というかどうかというふうにして持ち上げるんですか？
- 水道局 基本的には底まで掘って持ち上げて、掘むのも当然掘むんですけど、全体を持ち上げていきますけども。今回はどうしてもスクリーンとかを下げてますんで、何力所か破断はしておりますけれども、最後の一番下まで掘れて下まで持ち上げてということになります。
- 松原会長 途中で腐食とか破断というところがあって、いきなり引き上げたらそこで外れるよと。だから少し上の方、新しく管を入れて下からもろとも持ち上げるみたいなことですか？
- 水道局 はい、そうです。泥も一緒に、碎石も一緒に。井戸を掘った後、周りを砂利とかで構築して土砂とかを入らないようにしますんで、そういうものも合わせて、今回40cmの元のパイプを60cmで掘り下げておりますので、それを下まで、井戸の底位置まで行って、それ全部を持ち上げると。次、新しいのを入れる時に再構築するという工法になります。
- 松原会長 わかりました。この3つの工法の他には特にこういう更新には、他の工法がありますか。
- 水道局 一応と言いますか、この引き抜き工法の一つに、パイプの中に爪がある機械をして、広げて持ち上げるっていうのもあるんですけど、これも腐食部分が難しいっていうのもありますし、一番は実績がなくて。今回40cmの管なんですけど、そのメーカーは40cmの管をやったことがありませんし、機材がありませんので選定から外しております。

- 松原会長 技術検討委員会で検討されて、この技術委員というのが3名ほどいらっしゃるということなんですけども、どのようになっていますか？
- 水道局 すいません。空欄にさせてもらってますけども個人の情報ということで、本人さんの承諾をいただいておりますので消していただいておりますけども、今回の戸上水源地の井戸の更新ということで限ってと言いますか、このための検討委員会でございまして、3名の方は、今まで戸上水源地で井戸の実際の工事をしていただいたり、調査していただいたり、相談に乗ってもらった方々に今までの経験値を含めて技術委員として相談に入ってもらってるという、オブザーバーとして入ってもらうという格好にしています。
- 松原会長 了解しました。竹下委員の方はよろしいでしょうか。
- 竹下委員 そういう説明がなくて、いきなりこういう形でパーンと来てるから。だからそこら辺の検討委員会も既にその方法しかないという形でやってるので、そこら辺の形でやっぱりこの工法の問題というのは、特に随契の場合でしたらそういう技術を持っているわけですから、そこを列記しないと。多分、今私が申し上げたのはそれは審議であって該当はないと、そういうふうな形でないと、これだけ見たってこういう工法ありきじゃないかってことになると思うんですけど。
- 水道局 申し訳ありません。前回、私出張でおりませんでしたので、説明不足で大変申し訳ありませんでした。ちなみに最近この結果についても工事が終わっておりまして、この井戸で1日に計画では100トン取れる井戸だったんですけど、この工事をやる前は50トンしか取れませんでした。これをやって、今、100から101トンぐらいで成果が出ておりますので、これを選定して間違いなかったと確信しております。
- 松原会長 はい。わかりました。関係の機関にはいろいろと資料の作成とご説明をいただいたわけですけども、やはり審議会というこの本来与えられた職務としては、こうした随契案件に対するご説明いただきたいという委員の想いというのは、これは理解できるどころだと思っわけでございます。非常に明快なご説明をいただきましたので、皆さんご納得されているだろうと思います。どうもありがとうございました。それでは本日の審議案件をお願いします。
- 事務局 そういたしますと抽出案件ということでこの一番分厚い、送らせていただいたタブの付いたものんですけど、こちらの方の運用状況の抽出案件ということでご審議いただきたいと思っております。
- 松原会長 各案件を抽出された委員の方々がこの場におられますので、どの案件からでもよろしいかと思いますが、概ね終了が4時ぐらいを目処に進めたいと思います。それではどうぞ、どの案件からでもよろしいです。いかがでしょうか。

竹下委員

抽出をたくさん出したので本当は順番で行きたいんですけど、特にNo.22、24、25というのは、ほぼ同位的な工事内容になってるわけですね。工事分割してる場合も3社っていう形になってます。そういう点でここをよく見てみますと、特に問題になっているのはこの3社の中で一番問題は、一般管理費に差があるということなんです。例えば、もちろんそれはそれなりに理由があると思うんですけど、工事原価とそれから応札額と、その中で一般管理費という関係で見ますと、例えば22番ですと高いところは13.6%、低いところは9.07%という状況になってるということです。それが24、25と比べますと非常に差があるという。例えばA社でいきますと、24でしたら一般管理費が22と比べると13.46から10.52に下がってる、こういう状況です。だからここで考えるのは、要するに応札額をどこに合わせるかという形で操作がされてるんじゃないのかなというふうに、今私は疑って抽出をしたわけです。だから、本来で言えば、だいたい一般管理費っていうのは、ほぼリスク的にいえばほぼ一定だろうと思うんですが、ここは毎回申し上げているように調整弁になっている。こういう状況です。今回抽出した内容を見ていただこうかなというふうには考えた次第です。例えば金額が約2,500万円ぐらい、こういう状況の中でどうしてそんな一般管理費に格差があるのかなというふうに疑問を持ったということです。これについて契約課の方としては何かコメントがありますか？

事務局

ありがとうございます。工事内訳書の中の一般管理費の率ということでご質問がございました。竹下委員がおっしゃられるように、米子市の入札につきましては予定価格を事前公表という形でやっておりますので、それをもとに会社さんの方が内訳書を積算されて書かれているということでございますが、この一般管理費につきましては確かに調整弁ということであるのではないかと思いますし、これをそれぞれ会社さんの方で同じになるということではないと考えておりますが、最低制限のラインがありまして、一般管理費が調整弁になっているということはあるのではないかと考えおります。

すいません。これは何度も竹下委員からおっしゃられてるご意見で、各会社さんの方、まあ本市の予定価格と最低制限価格というこの間に入らないと落札できないという制度であるということでは以前からご説明させていただいております。なので、安ければ受注できるということではありませんので、あくまでもこれは落札できる期待値としての内訳を作っていたというふうに私どもは理解をしておりますので、実際にその会社さんの方が、この工事を受注された時の利益だとかそういったものを丸々書いておられるとは思ってはおりません。ですので実際に受注した時に儲かるもの、実際と落札のための積算と2種類やっておられるというふうに理解はしておりますので、これは実際に会社の方で利益が出るのはいくらかということよりも、実際にうちの方にご提出いただいている内訳書の中身がある程度の割合で出ているということや、一般管理費の部分にしてもある程度だと。これが本当に利益だっていうようなことかどうかっていうことを聞いても、そうですなんてことはおっしゃられないので、あくまでもこれは最低制限価格と予定価格の間に入れる内訳として外向きにいただくものとしての、この予定価格に対しての入札金額を示していただいているものの内訳ですよということです。竹下委員がおっしゃられるような利益がどうだっておっしゃられると、そこまでは私の方もちょっとわかりかねることでございます。実際に業者さんにどこまで儲かるかなんてことを聞いたこともないですし、かと言って教えてくださるかどうかもわからないんですけど、一つの入札の金額の内訳としていただいているというふうな理解をしているところです。

竹下委員

そういう点では最低制限価格が問題になるわけですよ、結局は。だからせつかく工事単価、材料の購入等も安く仕入れても、それが反映できないというそういう実態になってるわけですよ。だから、本当に企業が企業努力をしながら工事の契約に至るといふ形が、やっぱりこう評価されない、こういう状況だと思いますので、今おっしゃられたような形で最低制限価格を下回れば失格になるということになると、どこでそれをつじつまを合わせるかという、ここが一般管理費という形に持ってきてる。だからもう古い話になりますが、ある案件では一般管理費が0円という、そういう内訳書が出てきたことがありました。そういう点では、この一般管理費の在り方っていうのは形式は出るにしても、本来いけば最低制限価格という形がやはり企業努力が反映されない状況になっているんじゃないかと、今の入札制度そのものが。こういう形でちょっとしてみたら、とどのつまりが後段でまた言おうと思いますが、ここで何百万も差異が出て、平然とそれで最低制限価格と予定価格の範囲内で、収まるような調整弁になってるといふ状況もあるわけですよ。そういう形でどういうものかなっていう形で抽出してみました、そういう状況があるという状況です。

工事原価についても、また他の案件で申し上げたいと思うんですけど、今のままで果たしていいのかなという、企業努力はどこで出てるのかというそういう状況が今日見えてる。昔のように入札が3回ずっと行われるという状況とは違って、今は一発落札というこういう形式を取ってるわけですよ。あとまったく引きの問題が出ますけど、そこで申し上げたいと思いますが、私もそういう形で、それが反映してるわけだというふうに考えているということで見たといふわけです。

事務局

竹下委員から、先ほど最低制限価格を設定していることがどうだというご意見を頂戴したんですけども、これはもう以前から皆さんにお伝えしている通り、国の法律で決まっている、こういった適正な価格での落札を促すための最低制限価格の設定をして適正な価格で受注をしていただく、ダンピングをして人件費に皺寄せがいくとか粗悪な製品を使って恒久的に使えるものでないような劣悪なものになることを防ぐということが、国の考え方でございます。なので本市の方といたしましても、入札制度等につきましても国の方から文書等がございますので、その最低制限価格のラインをどこに持ってくるかというようにことについては国、県なりのものを見ながら設定をしているところでございます。今現在は90%程度を運用にしながら、各工事の積算体系によって92のものが出たり89のものが出たり、全体的なものとするとも90%程度になっているというようにところでございますので、なかなか本市独自でやめるというようにことを言うと、すぐ国交省とかいろいろなところから、適正な入札制度を運用しなさいというようにことが伝えられるようなものでございます。なかなか県も運用されているというようにこともございますし、中には小さい町村さんの中には運用されていないところもあるというふうには聞き及んでおりますけれども、鳥取県内で米子市程度の役所だとつけないというのは珍しいようなところでもございますので、いろいろところで情報提供させていただきたいと思っておりますけど、そういったような状況であるということをご承知いただければと思います。

松原会長

はい、ということでございます。それではその他の案件いかがでしょうか。

岩浅委員

すいません。岩浅です。今、竹下委員がおっしゃったことに関係した案件が多分115番だと思っておりますが、それぞれの各社さんの工事費内訳書で5社が同額で入札しておられまして、そのうちの1社が落札ということになるんですが、そこで先ほど竹下委員がおっしゃったように、一般管理費の部分が落札された会社さんが一番高額であるという部分と、他社と比較してその落札された1社さんは道路の維持、直接工事の一式の費用が一番安い費用で設定を立てている。つまり先ほど石田課長がおっしゃったように合計したもので、要するにトータルでこれだけになりますということでの判断だということでしたが、その部分でお話がありましたけれども、最低制限価格は国が決めているのでそれを廃止することは非常に難しいというお話でした。全然、何もよくわからないんですけど、予定価格というのは必ずお知らせしないといけないものなんですか？ これも法律で決まってることなんですか？

事務局 予定価格につきましては、法律上で事前に公表しなければならないということではございません。予定価格につきましては公表しているところもございますし、事後公表といまして入札の終わった後に、契約の段階で公表しているという市町村も国の方もございます。いろいろです、それにつきましては。

岩浅委員 つまり積算の弊害と言いますか、いわゆる公式的なものを皆さん各社がお持ちになっていて、最低制限価格ももう決まっているとなるならば、予定価格も公表されているとなると、本当に今おっしゃられたように115番のように何社も同じ数字が出てくるといことが当たり前という言い方はちょっと乱暴かもしれませんが、当然あり得るかなという現象だろうと思うんですね。そこで115番の案件は最終的にくじなんですよね。その辺なんかちょっともう少し何とかならないかっていう。要するに もっと皆さんが入札での競争をして、落札率も90%っておっしゃってましたけど、まあ90%でもいいんですけど常にその90%を維持することが大事なのかなって いうふうにも思ったりもするんですけど、いかがでしょうか？

事務局 先ほど、岩浅委員がおっしゃられましたけど、米子市の方が大体最低制限ラインが90%で定めて。最低制限につきましては額自体はそもそも事前に公表しないで、計算式自体は公表をしている形ですので、その積算に基づきました計算式に基づいて最低制限価格というのは業者さんの方で計算されて額としては出してらるっていう形になっております。この114番とか115番の案件でございますけれども、市道の維持補修工事でございます、これ先ほど岩浅さんがおっしゃたようにくじ引きということになっております。これにつきましては金額が最低制限の同額でのくじ引きということになっております。全体的に落札率は93.4%でございます。90%よりちょっと高い金額になっておりますけども、うちのほうの最低制限を出すための計算式で計算すると93.4%が最低制限のラインということになっております。ですので、これもこれまでも何回か議論しておりますけれども、事前公表、いわゆる予定価格のを公表している理由っていうのがうちの方の案件と言いますか理由でございます。

うちの場合、郵便入札というのをやっておりますので、郵便入札を行いますと大体工事の公表を行ってから大体2週間から3週間くらいで業者が決定するということになります。郵便入札につきましては、もしも郵便を出していただいた業者さんの方が落札されなかった場合には更に、もう2週間から3週間、工事の方の業者の決定が伸びるっていう形になりまして、やはり予定価格を公表しているというのが入札が不調にならないためということで、うちの方で予定額の公表は以前からやらせてもらっておりますので、今、事後公表っていうことはちょっと、今のうちの入札のやり方としては難しいというのがございます。事前公表でっていうことで予定価格についてはやらせていただいておりますので、事前公表しますと、予算の方も積算能力が高い会社なんかは、どうしても金額の最低制限ラインの低いラインで入札をしてこられますので、意欲あるところについては。そのあたりの意欲ある業者さんが申し込まれて、そこでくじ引きによって決定しているというのが実情ではございます。

あと、最低制限価格を設定する云々のところで、91%がどうだっていうこともあったと思うんですけど、これは国がお示ししておられる中で、先ほどちょっとお伝えしましたけれど、適正な価格として受注をいただいて、適正な人件費を払っていただいたりとか労務費を払っていただくとか、従業員に対する社会保険料をしっかりと払ってくださるとか、併せて納品されるべき工事、業務とかっていうものをきちんとして作っていただくためにはその辺りのラインで受けていただかないと、どこかに手を抜かれたりとか、どこかに皺寄せが来る場合が考えられるということで、国の方が90%というライン、予定価格に対してということでそこを最低の落札のラインにするっていうことを考えておられるということです。これ以上安くやっていただいてもすごく何か業者さんの特筆すべきものがあれば別ですけども、一般的な入札に関してということだと、国の方がそういうふうにご考慮されているということで、考え方を本市も踏襲しているということです。

あと、予定価格のこれは、先ほど吹野補佐がお伝えした通り、今うちのやっってる郵便入札のためにはどうしても、やはりスムーズに決めさせていただくということの中でそれを公表させていただくことが、国の考え方の中では予定価格を事前に公表することが、変な話ですけど、発注者側からの値切りの的なことがあるんじゃないかということ国の方が指摘をしているぐらいなんですけども。要は1,000万円ですって言った時に、本当は1,200万円じゃないとできないけど200万円まででも取るかっていうようなことを国の方はおっしゃっておられるんですよね。予算がもう1,000万しかないんですってうちの方で出せば、赤字覚悟でやってくださるところがあるかもしれないんで、そのようなことを出さずに自由競争で1,000万円ですって予算を取っていても業者さんが2,000万円ですってやりたければ2,000万円の札を出せばいいじゃないかって、国は言うておられるんですけど、そういったことはないと思うんです。うちの方とすると最初から予算を示しているというようなことで運用をさせていただいているところでございます。

岩浅委員

ちょっと関係あることで、一つお聞きしたいんですけど、前回も竹下委員が今の1155番で先ほど申しましたけれど、5社が同額で入札していて入札先が決まったのは、くじ引きでっていうところの話はいろいろご説明を聞いたんですけど、1回同金額で入札を終えた後に2回とか3回とかはやらないのかって、前にそういう質問をされたことがあったんですけど、それはもうここで一発勝負という形で決まるわけですかね？

事務局

くじ引きにつきましては、地方自治法の中で法律上同額になった場合にはくじ引きをするということになっております。ですので最低金額の方が並んだ場合には必ずくじ引きをしなければならないということになっておりますので、普通の入札につきましては、それで米子市もそれに合わせてくじ引きで業者を決定しているということでございます。

岩浅委員

それは入札日に同額だということがわかりますよね、関係者に。そして各社に同額入札だったらこれから、同日にされるんですか、くじ引きは？

事務局

その札を開けて金額を立ち合いの方、皆さんで確認をさせていただくんですけど、この中で金額をそれぞれの会社さんがいくらいくらいついて言いますので、それでお伝えして同額になった業者さんにはその場に残っていただきまして、その場でくじ引きをすぐしていただくという形で行っております。

岩浅委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

笠岡委員

よろしいですか。最低制限価格ですけども、この最低制限価格がないとした場合に、これはまあ確かに混乱しますけども。ただ、制限価格についての国が決めてますよっていう考え方ですけども、これは業種によっても違いますし、それから地方と都会との格差っていうか、それによってもある程度は違うと思うんです。それでこの標準価格について、標準価格と言いますが、やはり幾つかの標本会社みたいのところを選んでそれで決めてると思うんですよ。とした場合にその見直しというのはいるか、どういうふうに国が決めて、いつ頃から設定したもので、都会と地方の格差、これはまあ問題ないと思うんですが、それが適正なものであるかどうかということ自体を知りたいんです。要は、それから最低制限価格については皆ほとんど変わらないんですわ。2,000万円であってもほとんど50万円とか30万円しか差が出ないんですが、それで後付けで一般管理費とかっていうのは入れているんですけども、これはやっぱりほとんど企業に対しては差異がない。ですから、儲けもそんなに変わりがないっていうことだと思うんですわ。ですからそれであまり業者を首絞めても、実際には赤字になるかもしれない最低制限価格かもしれないし。そこら辺が入れ替えいいますかね、新たな最低制限価格の標準値というか、その見直しが要るのかなっていうふうに思うんです。

事務局

一応、その最低制限価格の運用を先ほどページにあったんですけど、平成20年ぐら
いから行っている。それ以前というのは低入札ということを中心に行っていました
ので、そういった場合には、調査基準価格ということで、それ以下の場合には調査を
するというので、本当に適正にできるのかとかきちっと積算されているのかという
ようなことの運用をして行っていました。ただそれに関しては、とてもその調査をしてそ
の方を失格にするとか受注者としたくないということが、なかなか出ない割にはどうし
てもこちらの方の労力がかかってくるということもありました。低入札の調査って
いうのは今後やめていこうというようなことでしたんです。あと国の方が公契連とい
う、国が直接出されるわけじゃなくて公契約の連合会、公契連モデルというものが発
表されます。その中で92%を上限にするというようなことで式を国の方がお示しを
していただいております。なので直工の97%ですよということの式を公表されるん
ですけども、それが結果的に各工事によっては93%でされているものを頭打ちで92%
にしますよということをするんですけど、ただ複雑なものにするのはなかなかとい
うことで、本市の場合は直工が100%であるとか、共通仮設費100%であるとか
というようなことで割合を掛けて式を算定をしておりますけれども、それもモニタ
リング的に各工事をして実際に出てくる最低制限価格の割合がどの程度になるのか
ということで、式を変えていたりしています。

ただ、県とかは92%を上限にということをしていただいておりますので、先ほどの115番
とかが本市の場合、上限設定をすると92%止まりになってしまうということはある
と思います。本市は上限の方までは設定はしていませんので、先ほどのように9
3. 数%ということも出てございます。頭打ちにすると、今度もっと積算能力の高い
ところは、関係なく92%なら92%で入れればいいじゃないということもおっしゃ
られることもあると思います。その辺については、いろんなことがあるのかなと思
いますけれども、国の方が変えられる時、その公契連モデルが変わった時に本市の
実情に合っているかということを検討をしていたりするんですけども、国が実際に
国の発注されている工事がどの程度のパーセンテージになっているかということ
までは、把握はしていないんです。制度上は92%ですよ、上限が、というような
ところをいただいているということなんです。中身的に実際はどの程度動いてい
るかまではちょっとわからないですけども。ただ価格だけで動くというよりは、
国の場合には技術提案型の総合評価とかもされているので、そうなるかと
価格比べというよりは実際の技術提案の中身の良し悪しで決まります。本市
の場合なかなか手間をかけることが難しいので、中身的にはこのような数字
をいただくというようなことの入札がメインになるのかなというようなことは
考えてございます。ちょっと答えになっているかどうか
わからないんですけども、具体的な何かについていうのは、うちの方でも持
っているわけではないです。

笠岡委員

実際、その最低制限価格を決めるところは、国の、例えば国土交通省とか
いう部署っていうのがあったりしてそこからなのか、或いは例えばある企業
とかを詮索して、そこから今工事原価っていうのが、どのぐらいの規模で
いくぐらいの平均価格でやっとならるかというので例えば毎年毎年調査
して、それで最低制限価格の工事原価を業種ごとに決めていくって
いうことになれば、やっぱり景気の変動とかといったものもある
でしょうし、最低制限価格を本当に赤字覚悟のもんで決めれば大変な
ことになると思うんですよ。そこらへんちょっと何かあるんですかな。

事務局

その公契連というのが省庁の調達部局の連絡会だというふうに理解は
しているんですけど、ですから先ほど笠岡先生がおっしゃられたような
国交省さんの調達部局とかそういうところが入って行って国のルールを
共通にしている。それを県なり市町村レベルが見習うというようなこと
なので、必ず、その法律の方でそういう制度を使いなさいというの
があるんですけど、法律の方で式が出てくるとか、こういう計算式で
しなさいということが出てくるわけじゃなくて国の方で法律で決ま
っているものを国の方でどういった運用をしようかということで、
国の方が調達部局が話し合いを持たれてこういう式でい
きましょう、というようなことを出されるというようなこと
です。それから笠岡先生がおっしゃる通り、それについては元々
実勢のもの工事なりを発注の部分の調査をされるんだろ
うと思ってはおるんですけど、どの程度やっておられ
て出されているのかということまでは承知はしていない
ということなんです。

笠岡委員

それは調査っていうのは、必ずあると思うんですわ。というのが、例えば私なんかでも財産評価しとるんですけども、不動産とか或いは農地とか、市街化農地にしても宅地造成費とかいうのは、ある島根県の会社を毎年調査して、それが適正かどうかっていうのを造成費関係、整地費関係、そういったものを全部調べた上でしませんと。というのが情報公開の対象になってしまってる。この造成費っていうのは、一つの国税庁の指針なんですよ。そういったものが決まっていなくてやっぱり混乱を起こすんです。ですから、この最低制限価格というのは必要なかなって確かに思いますけど、ただ、その根拠というのが、もし情報公開になれば公開する必要があるんじゃないかなというふうに思いますね。

松原会長

はい。ありがとうございます。竹下委員。

竹下委員

冒頭で申し上げたのが、後段でまたやりますということでしたけども、114を見ていただくと、非常に顕著にそこら辺で同額に合わせざるを得ないというトリックがなされてる。例えば、そこを見ていただくと、B社は直接工事費が2,756万円のうちはできますよって。要するに、仕入れてる材料その他の形で出しているわけですね。ところが落札したところが200万円も高い状況ですね。だから本来言えば、これが即反映されれば、その基準でいけば200万円安く上がるべきで、その業者の積極性と言いますか、そういうのが表われるんですが、それが要するにそれでは失格になるために何をやってるかというところ、一般管理費ここで実際調整弁をやってる。192万7,000円いうところは多分なってる。だから、ここにやっぱり問題があるわけですよ。企業努力をして本当にその工事について、工事っていうのはもう既にそこにありますように工事発注表でほぼ決められてるわけです。だから粗悪な材料をもって行うという形は、あり得ない話なんですよね。だからそういう点が反映されない。そういうところがやっぱり問題ではないかというふうには、冒頭、私が申し上げたのは、そういうここを見ても一目瞭然になっている。しかし、この安く工事をできるという業者は実はくじ引きで敗れているわけですよ。だから、言ってみれば市の財政は200万円余計出されているっていうそういう結果になる。ということは市民に対するサービスが低下をするというそういう状況がやっぱり反映されているということなんです。これはもう如実に物語ってる。

しかも、非常に不思議なのは約4,000万円ある工事が同額で実際積算されるのか。こういう状況なんです。それはもうずっと合わせるしかない。こういうところで、イチカバチかでくじ引きで当たれば儲けものという形で今なされている。私が申し上げているのは、入札が過去3回までであったという形については、要するに予定価格を上回ったという形で、落札ができないから2回目をやった、2回目をやっても、まだ予定価格に達しないからということで、また3回目もやるという形でしたから、今とは方式が違います。でもその時でも1位同率ということで、1回目で、一番安かった者が2回目も安い、3回目も安い。こういうのが実はあったというそういう状況なんです。ただ回数の問題は、今の入札制度としては以前のやつはもうそぐわなくなっているということなんで、そこはちょっと了解してもらいたいというふうに思います。

これを事務局に聞いてもどうしようもないんで、そういう仕組みになってるんで、でもやはり市民の中で実はこの工事案件というのは、こういう形で安くできたんだけど、最低制限価格という壁に阻まれて、調整弁でそこに金額を合わせざるを得ないと。こういう結果になってるといって市民が知ったら、それはおかしいよというふうに言うんだと思う。最低制限価格というのは、低入札制度という形で、私の記憶では、ほぼ80%ぐらい。平成16年、17年そこら辺の話でした。それが業者がこれではできないという形で、政治的に引き上げるっていうそういう状況でこれはどんどん上がってきた。そういう経緯があるわけです。ですから、業者を本当に調査をしているかどうかという形について、私は疑問を持っています。力の関係で、たぶんそれは決まったということだと思います。それを後から官僚がもっともらしい理屈をつけて、そういう引き上げの根拠にしている、そういうことだと思うんです。これが一番、如実に伺ってる。だから、逆に言うと市民の中にどんどん大っぴらにこういう制度なんだと、入札制度という形を明らかにする。市民も知るべきだと私は思ってるんですけれども。

松原会長

特に事務局の方からはよろしいですか。

事務局

こういう内訳書を見られれば、そういうふうに見られる方がいるのかなというふうには思いますけど、やはり国が今言ってること、私どももそうなんですけども、適正な価格が一番だということが言われているということです。ちょっと昔で1円入札とか、こういった工事ではなかったんですけど、そういうふうにあく受注して、それ以外のことで結果的に従業員にしわ寄せをすとかそういったこともありました。この工事がそうだというふうには思わないですけど、やはり行政が発注する工事なり、業務なり、そういったものの中で、ダンピング受注なり若しくは官製ワーキングプアと言われるような適正じゃない価格での発注や仕事をしていただくっていうのも、過去にはあったというふうに思います。一つの考え方として最低制限価格というものを持つというのは必要であると。ただそれが90%がいいのか80%がいいのかっていうところは、元々竹下委員がおっしゃったように80%ぐらいから始まっているということです。実際に他の物品とか役務とか、そういったものには当然最低制限価格はつけていません。ですから工事のようなものであったりとか人件費だとか、そういった成果品が影響する範囲が長いようなものに関してはそういう制度を作って、未来永劫とは言いませんけど、きちっと管理にお金がかからないようないいものを納品していただくというようなことや、本市の中で経済状況として地元業者さんで受注していただいて、住民の方に給料を払っていただくようなことを地元で回しているというようなのが、行政が発注する工事としては理想に近いだろうなというふうには思っております。これについては、最低制限価格があるからこうなってるんだよというご指摘については、そういう風な見方もできるんだなと思います。

ただ制度として最低制限価格を90%程度で運用していることが、間違っているということまでは、事務局的には思っておりません。これについては皆さんから、またご意見をいただくことがあるかもしれませんが、県とかと合わせずに80%にしますよというようなことで、仮に本市の受注を見送られるような業者さんがいて、住民サービスに低下を招くようなことも逆に考えられるのかなとやっぱり思います。その辺りについてやはり業者さんも利益が出ないと受注をしていただけないということもあります。その辺りで米子市の道路が穴ぼこばかりでいいのかって言われると、あっちのほうが高いからあっちの工事をするんですよ、県道ばかりしますよっていう業者さんの選択は私どもでは縛りませんので、同じような運用する制度を県と近い、境港市さんと近いとそういったことでないと、業者さんも米子市の工事に向いてもらえないというようなことも想定できるかなと思います。やはりその辺については住民サービスを低下させない程度にインフラの整備をしていくということも、大切な視点かなということも思っているところでございます。

松原会長

どうぞ

岩浅委員

すいません。先ほどの115番とそれから竹下委員が言われた114。内容は似てると思いますので、先ほども言われた最低制限価格は国が決めているので、予定価格の90%程度を設けるところを仕方がないという言い方はいけないですけど、もうこれは決まってることなので、これをどうこうしようとすることはできないということは理解しました。ただ先ほど質問したように、予定価格というのは決めている自治体もあればそうでないところもあるといったお話だったですね。それで一番思うことは、数字がぴったり一緒な会社が同額で入札をされて、その後、先ほど質問したことによって同じ価格を提示された会社でくじ引きをされて1社に絞って落札をされるという流れは理解したんですけど、一般管理費で調整してるっていうのも115番、114番には同じように表れているところだと思います。それぞれの道路の維持工事で、やはり手を挙げられるところっていうのは専門でやっておられる会社だと思うんですね。そうするとだいたいこれぐらいの価格でできるだろうという、つまり何が言いたいかと言いますと、予定価格というものがある程度算出できるのではないかと素人の私なんかは思うんですね。混乱というか帳尻を合わせることができているっていうのが、つまり同じ数値がなぜ出てくるのか不思議なのは、予定価格もわかっている最低制限価格もわかっている、そして算出する方程式もわかっていますよね。だから同じ数字が出るんだろうと思うんですね。そうするとこれは本当の競争になるのかなと私なんかは思うんですけど、いかがでしょうか。

事務局

競争という意味では、確かにくじ引きになっておりますので、競争とはちょっと違うのかもしれませんが。ただ、そもそも予定価格というのがございますけれど、予定価格につきましてはうちの場合、県の単価なりそういったものを準用にさせていただいて予定価格の方は作成させていただいております。この予定価格ですけれども、県なんかは実勢の価格の調査とか労務単価とかも調査いたしまして、今の実勢価格に基づいて予定価格というのを定めておりますので、その予定価格を使ってうちの方が積算させていただいて、その予定価格というのは当然実勢に合ったものですので、それが今の工事を出す分の案件の価格、適正な価格っていうことで出しております。その適正な価格を出した上で最低制限ラインというのがあるんですけども、その100%の予定価格を出したものを最低制限ラインで落とすっていうことがあるんですけども、そこまでの間が、企業努力の部分がそこに出てくるんじゃないかなとは考えております。ですのでその企業努力が一番できるのが最低制限価格のラインということになるので、そこに競争性がないかっていうとそうではないんじゃないかなと思います。

岩浅委員

今、おっしゃることは理解できるんですけど、現実的にこの全く同じ額がはじき出されていると。例えば100円でも200円でも違えば、そういうこともあるかなというふうに思いますが、ぴったし一緒っていうのはなんとも、いうふうに思うんですよ。今、企業努力っておっしゃったけれども、それは例えば一般管理費を低くするとか本体の工事費を安く見積もるとか、そこには確かに企業努力っていうものが影響してるんだろうと当然思うんですけど、再三これまでの私も参加させていただいた会議の方でも、このような傾向って結構見られてきて、毎回のように同じようなことを、私も言ってるような気がするんですね。じゃあ、そこが何かやっぱり改革と言いますか、だからこう改良できるならば、少しは考える必要があるのかなあというふうには思っています。以上です。

事務局

先ほど予定価格を公表しなくてもある程度というような岩浅委員の声がありましたけれど、実際にできるのかなというふうに個人的に思うところはございます。もちろん出せる数量とか参考数量とか当然発注の段階で出していますので、積み上げをすればある程度の予定価格ってことの推測は範囲内としては充分できるとは思います。ただ、先ほど吹野補佐の方が申しましたように、うちの方は郵便入札という形である程度の時間をかけて業者選定をするという方法を取っておりますので、一度ダメになってしまったということになると、また一月近く時間をいただかないといけない。その間に業者さんが決まらないということになると、それなりに困ってしまう。県とかは電子入札をされていますので、誰もいなかったらもう一回上げられて1週間後に札入れてということをしてされているんですけども、実際にうちの方はそういったことをしていません。国は、予定価格の方を出すか出さないかは各市町村の入札方法によりますよということをおられます。当然その参集型でやられる場合には、要は人に集まっただけの場合ですよ、そこでは予定価格を公表する市町村はありません。当然1社しかいなければ予定価格だけで入れられるわけですよ。2社とかそういうことではなく、少なければそうなるわけですよ。ですから事前の札を入れていただくための競争ですよ。

ただ、予定価格と最低制限価格の間で受注可能な金額で、どこで入れるかということは何社出てくるかわからない中で一番安いところを入れていただいているので、その一番皆さんがびったりになってきてしまっているんですけど、これは岩浅委員の方もある程度、制度の方は理解できるかなと言っていたことを前提にすると、うちの方が一番安く取っていただける価格っていうのは最低制限価格ですので、そこで何社さんか来ればそれはそれで競争になっている。事前の制度の周知の中で業者さんが受注出来得る一番安い価格の提示なわけですので、これに関してはもっと安く取れる人がいるよというふうに竹下委員がおっしゃられると、じゃあそれ競争じゃないんじゃないかとおっしゃられますけど、従前の制度の周知の中ではそこしかないということ。それと事前に登録していただいている業者さんの能力に差がないという前提で考えれば、その辺りではくじ引きになってしまうことに関して、おかしいなあと言われる業者さんもおられることはおられます。ですから土木のA級さんの2, 500万円以上っていうのは総合評価っていうのをさせていただいてますね。あそこはくじ引きになることは、ほぼ無い。何かの要因で受注減点なり、もしくは能力評価の点数とかで受注者を決めるっていうようなこともさせてもらってるんです。これに関しては年1回しか、その日しかしませんので、総合評価っていうものがちょっと使えない。ずっと同じ方が取られるような制度しかちょっと思い付かないものですから。

その辺りでいうと予定価格を事前に出ささせていただいた方が私どもの入札の方法とすると、調達の方法としては、私どもがより有利かなと思っている側面もございます。ですから国の方も出さない方がいいよと言っておられますけども、出してもいいよということも言うておられる。その市町村の調達方法によっては出してもいいんだよ、ただ何か不都合があったような時には、ちゃんと柔軟に対応してくださいねといったようなことが書いてあります。なので本市の中でも、そういった通達が出るたびに、文書が出るたびにどうしたらいいかということは検討するんですけども、これについてはやはり今のまま出していった方が、私どもの調達とすると私どもに有利かなということを考えているということですね。

竹下委員 いいですか？

松原会長 はい。

竹下委員 今課長が言われたけども、今その予定価格の問題というのはNo.82を見ていただけると、予定価格を出しているんでなんで予定価格を到達をしないで、そして公表しているにも関わらず、なんで失格になってるのか。その整合性はどう事務局として考えておられるのか。そうして残りは1社のみになって、しかも落札額が高い。いいですか、No.82の話ですよ。だから予定価格が云々と言われるけど公表してもこういう失格が出てくる、こういう状況です。これは正に1社にするための談合の手段に使われてるんじゃないですかと私は考えています。ちょっと事務局に言いますが、あと議事録を起こす時に実名を挙げなくてA社とかB社とかいう表現にしてくださいね。私は発言で業者名を言いますから。そうしないとついづらい。こういう状況が現実的には起こってる。だから盛んに課長はるる話されるんだけど、整合性がない現実も実は出てるんですよという状況なんです。ですから、入札制度というのは一生懸命私たちが本当に適切かどうか、時間を費やしながらか事前にやってるんですけども、本当になかなか前に進まないというのは本当に虚しい感じがせんでもないですね。

それから、もう一つ別の分ですが、次のNo.89なんかは参加者1社なんです。1社なのに強行しているというそういう状況なんです。これは、1社っていうのは適切な競争性を確保するため、1社のみが参加した場合は入札を取りやめるといって、こういう入札公告を私はやるべきだと思う。結果的にという、冒頭から1社だけという、そうするとまた不調に終わってまた延びるということですが、市民的な感覚から言えば、どうなのかなというふうに考えてます。やっぱり貴重な財源ですから、最も有効な手段でそこに使うというのが妥当だと思うんですけども。もう一つ言いますと、このNo.82につきましては、失格をしています。

C社というのはNo.57では落札が90.8%。そしてNo.114では93.4%でくじ引き。それからD社、No.88では、これは正に1社入札という形で99.9%。それでNo.145では88.9%。それからE社、No.88ではこれは3社応札をして1社が辞退をして2社でやったんですが、99.9%。それからF社、No.84で88.6%、これは5社応札をして辞退を2社出て、あとの3社で行ってる、こういう状況の中で非常に落札率っていうのが数が少ないにも関わらず、たくさん入った場合だったらかなり上下すると思うんですけど、入札参加する業者が少ない中で、これだけ上下があるという形にも本当に私も不信があるというふうに考えを持っています。理由は、説明はいりません。この資料を分析してみてこういう状況がたくさん起こってる、そういう状況があると申し上げたいということでもあります。

それと次、No.89。この参加者が1社。1社については先ほど申し上げましたように、やっぱり入札公告の中で明確にうたうべきではないか。まあ1社入札っていうのは数が減ってきました、最近ね。これは喜ばしいことですが、またあと後段で出ますが、数字合わせのために高い金額を入れて、本命に入札させてるという形はまた発生をしていますので、何とも言えないですけども。まあこういう状況が発生しているということでもどこら辺まで我々は公平・公正という地点が見えるのかなというふうには考えてはいるわけです。そうしますと落札率、あとはくじ引き。そういうような形にいかざるを得ないということになると、第三者委員会というのは何だろうかと疑問を持っています。

そういう点では、やはり私たちも積算というか、そういう仕組みを一つの案件の中で、こうして算出をしていますという学習の場を、私は作るべきじゃないかなというふうには考えています。まあこれ、後でどうするかして欲しいんですが。そうでないただ数字の羅列を追ってるだけという形では一目瞭然。なぜなら3年前の不祥事の時にも、あれは落札率は92%でした。だから、私もある人から、あんたたちはそれが見抜けなかったんだ、というふうに言われたんですね。ところが、今まで私たちやってるのは落札率を問題にしているというところがかなりあったために、完全に私自身もそれをスルーしていたら、まさかそういう形がなされているとは思いませんでした。ただ単に私は従来から申し上げているように、指名はやめるべきだというその結果がああいう形に発展をしたわけですけども。こういう状況があるという形が分析の結果あります。ですから1社入札を競争原理が働かないという形からすれば、やはり入札公告で明確に行うべきだというふうに考えております。現実には日本の中では、各地でもそういう1社入札というのは廃止をする、もうそれは成立をしないというところの地方自治体の取組がなされているところが出ている、これも事実です。これはホームページを見ていただければわかるという形です。

説明はそういう形で、私も時間の問題もありますから言いますがNo.148。これが私は一番問題にしています。見てください。これはもう談合の最たる、これは1社ではなく2社で入札をしています。しかしながらその中には億単位の金額の開きが、実は高く設定をしてそうして本命に落とさせる。しかも、その高い金額を入れたJVは鳥取市だったんです。鳥取から応札にきていると。そして米子のJVに落ちると、こういう状況になってます。ただ、私たち事務局の単位の間違いという形については、これまでも目にしましたけれども、明確にこれだけの数字の格差が出ているという、こういう工事内訳書っていうのは初めて見ました。これなんかも抽出をしなければわからなかったことということでもあります。ただ、この鳥取から来たJVたちが地元ではどういうふうなやり方してるのかっていうのは、それは鳥取市をやられた松原先生に調べて欲しいんですけども、こういう形で現実的には本命が落札するようになってるわけです。ここは予定価格との関係はどうなんでしょうね。その辺ちょっと説明してくれますか？ 直接工事費だけで2億1,800万円も違うんですよ。

事務局 それにつきましてですけども、ちょっと今工事内訳書の方をご覧いただいていると思いますけども。まず1つ目の工事内訳書の数字のところなんですけども、工事内訳書、まず機器費っていうのがございます。その下に直接工事費っていうのがございます。これ代表者がG社さんの分ですけども、機器費がこれが2億2,900万円、直接工事費の小計のところ9,300万円ということになっております。その右側の表の方を見ていただきますと、今度、機器費の方が2億1500万円、この直接工事費の小計の方が3億1,100万となっておりますけれども、これにつきましてはこの右側のH社さんのほうに3億1,150万円というのが、これちょっと小計の額としては左と比べますと違ってまして、これは業者さんの方の数字が本来ですと直接工事費の材料費と工事費と産廃費をご記入いただくというのが正しい数字なんですけども、これにつきましては、直接工事費にその上の機器費というのを一緒にしておられますので、これにつきましては私の方でも気付かなかったんですけど、内訳書として金額がこの小計の部分が左のものとはちょっと違っておりますので、この小計のところが金額がちょっと間違ってるということですね。合計は最終的な金額は合ってはございます。ですので右側のH社さんの小計のところが大体9,650万円になりますよね。9,650万円というのが小計の金額としては正しい数字にはなっていないので、直接工事費という意味では、さほど差異はないのかなということだとは思いますが。

竹下委員 そうです。計算したらそうです。だけどこれで、内訳書で堂々と通ってるというところなんです。私が問題にしているのは、それは人間ですから誤りはあることだとは思いますが。それはどうとも言えないですけど。

笠岡委員 とうか、これは誤りがあってはダメな部分ですね。対外的な文書についてはやっぱり責任を持つ必要のある小計の間違いです。そういう世界ですから。本当はね。内部だけの分ならいいですけど、これ出す文章ですからね。ダメだと思えます。

竹下委員 私、手書きの問題をいつもダメダメ言ってたけど、手書きでない問題も実はこういう形で出てくるっていうことになると、個々の算出そのものの集計っていうのはどうなのかなあ。ということは集計をしてないんじゃないか、手で打ってるんじゃないかという形を、憶測をしたというそういう。

事務局 はい。申し訳ございません。工事費内訳書の方なんですけど、実際には、入札される時に入札書と一緒に札に入っております。札と一緒に入っておりますのでその場で、この工事費内訳書の方を、その場で全部確認するというところまでは時間がございませんので、そこまで確認ができていません。それでこういったことについてその場でなかなか気付くというのは難しいとは思いますが、後日ももちろん確認する時間はありますので、その際にはきちんとこういった確認をさせていただいて、今後は注意していきたいなというふうには考えておりますので。申し訳ありませんでした。ただ、この工事費内訳書の方の金額につきましては、小計というところでは記載は間違っておりますけれども、合計の入札金額という意味では、この案件については無効にするような件ではないとは考えておりますので、この入札については有効であるということで、結果として決定しているという形で出させてもらっているところでございます。

竹下委員 恐らくこれエクセルで作ってると思うんですね。だから、そこからすると、当然オートフィルでやればここは数字が違うということはあるというふうには、私は思ってるわけですね。だから、もうそういう点では印字で打ち出されてるものっていうのは、確かだと思ってましたけど、そういうことではない次元もあるんだなあという形で発見をして、早々手書きが悪い悪いと一概に言えなくなったなということ、ちょっと考えてるんですけど。ただ、公印を押して出てますからね。この会社もどういう会社なのかなというふうには考えてます。担当者単独でやってるのか、本当に社内でちゃんと出して検証したのかというところが。

- 松原会長 同じような案件が鳥取の方だけども実はあったんですが、いずれにしてもこれ今おっしゃったように公印ですよね。代表者がこれでいいかどうか、その時に印鑑を押すわけですよ、代表者が。私もこういう経験をやってますんで。これは非常に重要なところで、ここまでにダブルチェック、トリプルチェックをかけないといけないんですよ。金額も金額ですので、こういうのは本当にあり得ないと思いますし、書類としては不整備になりますよね。
- 岩浅委員 純工事費のところも多分数字が変わってくると思うんですけど。今の小計の部分だけではなくて。その小計の部分が変わってくることによって、次もちょっとおかしくなってくるような気がします。
- 笠岡委員 もう多分、金額がなんぼですよっていうのが合えば。
- 岩浅委員 だからトータルで合えばいいっていう論理だと思うんですよ。
- 松原会長 非常に色々な案件に対して、特に最低制限価格と予定価格の向上という話。結局はその最低制限価格に皆さんそこに寄ってくるのではと。そもそもこの審議会の中で、どこまでその妥当性に、公平性、公正に審議できるのかっていうことですね。市としてもなかなか、これは向こうが出している書類でありますから、難しいところだと思うんですが、やはりこういう審議会でこういう審議が出されているということと、それから実は公表してもそこに全く寄り付かずに、しかも非常に類似した金額で失格者がほとんど、こういう案件もあるわけですよ。そこはしっかり、かなり検討いただいて、今後対応できるのかどうなのかっていうのはお考えいただきたいなと思います。対応できるできないっていうのは色々あると思うんですけどね。ただやはり委員の皆さんがこういうふうにおっしゃってるんで、ぜひお願いしたいと思います。
- 竹下委員 そうすると、もう1件ちょっと聞かせてください。委託業務です。特に設計の委託業務等につきまして内容はよくわからないんですが、おそらくこの担当部署を通して積算をしているのではなく、どっかの業者に委託をして、そして積算をさせているのではないかなと思う。もし間違っていたらすいませんけれども。そうするとこの委託業者の選定、要するに積算をするために委託をしてるという、そういうことですね。そういう形は、米子市の場合どういうふうにされてるんですか？ こういう工事ごとにかく積算を設計に関して単価を出して欲しいという形で依頼をされて、それをもとにされるのか、そこら辺はどうなんですか。設計業務は確か予定価格がなかったと思うんですよ。
- 事務局 竹下委員がおっしゃっておられるのは、土木工事とか建築工事にかかる設計ということですか？
- 竹下委員 違います。設計の委託業務という形で。
- 事務局 委託をどのように発注しているかということですか？ それは抽出いただくためにお渡ししたところにも載せていたと思うんですけど、それについては通常型の指名競争入札を行っています。ですので、土木の関係とか建築の関係とかの設計に基づきまして発注の部分、もしくはその現場説明書に記載しているような、必要な技術者の資格を持っているような会社は何社あるかというようなことの中から1,000万円未満だと8社を指名する、以上だと9社を指名するというようなことは内部でルールを決めております。市内本店の業者の中、もしくはそれで8社、9社が埋まらない場合には、市内営業所まで枠を広げるもしくは市外まで枠を広げるようなことで、公募をするというようなことの中で設計は出しているんですけども、そういったことでは。
- 竹下委員 いや。私が言ってるのはここにあります発注業務一覧表、様式3の中ですね。設計業務委託。当然そこで予定価格を出すわけですから、それについてはこの役所の中でちゃんと予定価格を積算をして出しているのかどうなのかということを知りたいということです。

事務局 米子市の設計担当部局が積算をして予定価格を決めて、それに関しては参集型で行っております。予定価格は事前公表をしていないということで、最低制限価格を設けていますけど、それは事前公表はしておりません。指名した業者さんにお集まりいただいて札を順に入れていただいて、有効であればその中の最低額の方が、予定価格と最低制限価格の間に入っているかどうかで、落札を決めているということです。

竹下委員 はい。なるほど。そのために業者に予め事前に積算委託をしているということはないということですね？

事務局 そうですね。市の方で作っています。参考見積をいただくことがないかどうかはちょっとわからない。ものによっては単価がないということもあると思います。そういったものに関しましては参考見積を取ることもあります。それも1社だけ取るということではなく、規定に決まっている会社の数だけ取って、その中の最低金額を用いるとか、その中間を取るとかいうようなことは、また別途ルールがあるので、そういった中で参考見積を取って単価を決めるものもあるとは思いますが。うちの方で自前で設計をしています。

竹下委員 わかりました、なら健全です、それは。業者委託はできないという、今、全国問題になっているのは、そういうものを事前に委託をして金額を出させて、それを予定価格にしてという状況が実は発生をして、ここが非常に業者癒着が発生をするというのが問題になってるんです。米子市の場合はどうなってるのかなというふうにお聞きしたところです。

西村委員 ひとつよろしいですか。平成30年度下半期の発注状況から離れましてご質問ですけれども。これは質問だけでも事前通告でもしておけばよかったのかもしれませんが、この審議会の条例の第2条を見ますと、その第2条の所掌事務のところに「入札及び契約に係る苦情の処理状況に関する事」というのがありまして。そもそも苦情というものはあるんですかと、どんなところから寄せられて、どれぐらいあるんだとか、苦情があった場合に誰が聞いて、その苦情を残しておいたりだとか、そんなことはされてるんですかということ。もしそれでそういうことがされておったりしたら、所掌事務の中に(2)として「苦情の処理に関する事」というのがありますので、それを審議会の中に取り入れていただければ。その苦情というのは入札、適正な執行を図るといふこの審議会の目的にかなって、その苦情について考えるということが我々の審議会が適切に行っているいろんなことを考える手掛かりになりやすいのではないかなあと思っていますが。どうでしょうか？

事務局 苦情というようなことをございますけれども、審議会の方に報告させていただくような、具体的な制度に関する苦情というようなことは記憶的にはないです。どちらかというと事前に発注予定の公表をしていたものがなくなったとか、若しくは自分たちが参加できるような金額帯でなくなったとか、そういう目の前の自分たちが入札に参加したかったものに対して、なんで参加できなかったんだというような個人的なところに関して、業者さんからお話を頂戴することはございます。それはあくまで予定ですというようなこととお話させていただきます。ですからこちらの方に審議に上げさせていただくような、もしかすると制度とかそういったようなことでもうちょっと、米子市の発注方法の状況について何か苦情があるとかそういったようなことに関しては特に踏み込んだようなことっていうのはいただいたことはありません。私が、5年目ぐらいになるんですが、その間にも個別の自身に影響があるようなものに関しては頂戴するようなことはあるんですけども、なかなかそういった、何か苦情がというようなことはあんまりなくて、どちらかというと働き方改革の関係上、厳正に時間を決めて入札を行っていたものを柔軟にして欲しいとか、できるだけ早く開始して早く終わって欲しいとか、前倒してどんどんやって欲しいとか。そういったようなことを言われることはあたりもするんですけど、何か具体的な米子市の入札制度に関してアドバイスの苦情とかご意見とかに関してちょっと記憶にないところがございます。今回ご意見を頂戴しましたので、そういったものについてもこちらの方でまとめて、報告させていただけるようなものがありましたらさせていただきたいと思っております。

- 西村委員　しかし、その条例の書きぶりを見ますと、苦情の処理状況に関することですので、審議会が処理するわけじゃないと思うんですね。だから、苦情処理するシステムが市の方にあって、その運用状況みたいなものを報告いただくみたいな仕組みではないかと思っております。その点はお考えいただきたいと思っております。
- 松原会長　私の経験で、県の審議会の中で業界の方から不平があったというのはありました。これは不当な、入札上不公平になるというか、そういう意味で我々には非がないと、非があるのは鳥取県だ、というようなことがありました。それを審議会の中でということがありましたですね。それから鳥取市でも、やはり業界の方からこういう方法で入札をして欲しい、改正して欲しいというような業界からのがありましたですね。そういうふうなことはこういうところに上がってくるんだらうとは思っています。個別の個々の入札条件に関する苦情というのは、今おっしゃったような形でご対応いただきたいと思っております。ということで今日の審議案件は、ちょうど時間がきておりますが、どうですか。
- 竹下委員　私、発言の中で申しましたけども、勉強会をやりたいと、やって欲しいということですね。一定のレベルの中で共有したいというのが1点。もう一つは、郵便入札と入札の前の審議員の立ち入りという形はできるのかどうかということ。ただ話を聞いているだけではよくわからないので、現実的に入札の状況を見ないと、開札の状況を見ないと流れがわからないので。別に報酬をくれということではなくて、当然そういう点ではシステムそのものをもう少し熟知する必要があるかなあとということで、希望者は、私は立ち合わせて欲しいとそういうふうに思います。以前、談合の時に私出たんですが、業者へのヒアリングの問題。まあ出ても、神に誓ってありませんとか、そういう話を聞いて帰っただけですけども。やはりそういう点では第三者委員会の委員が来ていて緊張感もあると思っておりますし、それはお互いという形になって、それは実現させて欲しいなという要望を持っております。
- 松原会長　積算についてでしょうかね。そういったところがどうなっているのかという。そこを少し我々で勉強するような機会がないのかどうか。或いはそういう何らかの方法はないのかということ。入札のところが視察はできるか、或いはそういうのをビデオに撮っていただくとかで流していただくとかですね。あまり直接入札の場所に第三者が入ってくるのはという問題があるとすれば、何らかの方法でそういう状況をご検討いただくということですね。
- 事務局　勉強会というのはどのくらいのお時間で。その辺にもよるかと思うんですけど。もちろん希望者の方だけになるのか、ご都合の付く方だけになるのか、その辺のところもあるかと思うんですけど。
- 竹下委員　私の考えとしては、一番大きな問題になるということですので、工事案件という形について一つの事例を出して、その積算はどういう形でやってきている、チェックはどうなっていて、という形も流れとして知っておかないと、数字だけで見て感覚的にどうのこうの言うだけでは、今言われたように根拠、誤りすらなかなか別格をはじくということにならないんで、やっぱりそういった入札の仕組みは知った上でないと何が適正で何が公平なのかという、そこが非常に差異があるというふうに考えてて、やっぱり一応勉強会を持った方が。私はセッティングしてほしいなというそういう気が。ルールで質問はして来ていますけども、正確な流れとして、そういう点でやはり入札の管理をしているというのがわからないとなかなかよくわからないという。そしたら皆さんの苦労もわかるだろうし。
- 事務局　はい。わかりました。またちょっと検討して。
- 松原会長　今、ここでっていうのはちょっと難しいかもしれないのでご検討いただいて。皆様のご意向も聞きながらということで、後はその他の事項ですが、これは特段ないですか？
- 事務局　こちらでのご用意はございません。
- 松原会長　それでは委員の皆様から何か。

小林委員 簡単な質問を一つよろしいですか。米子市では電子入札に移行するという話はないのでしょうか。そうなされると相当制度が変わると思いますので。その際には東京都さんとか全然状況が違いますけど、予定価格の非公表に向かっておられるかもしれないですけど、全然状況がわからないですけど。まあここぐらいの市町村になると入札業者さんが電子入札に対応できないとかいう業者さんがあるかもしれないのでわからないですけど。

事務局 電子入札を導入するかどうかということですが、予算的なお金の話にもなるんですけども、イニシャル的と言っても1億2億円というのが最初にかかってきます。年間のコスト、維持管理費でも500万円とか1,000万円とかそのあたりの金額が。まあものによるんですけども、どこまでするのか、登録までするのか入札だけなのかとか、どこまで幅広に使うのかによっても違ってくるんですけども、かなりお金がかかります。そこまでして何か皆さん住民に対して説明すべき内容なのか、今のところで十分に説明ができているのかというところの議論があるかとは思っています。少なくとも米子市に登録いただいている業者さんの方から、電子入札に移行してくれというニーズは聞いてはおりません。その辺りで言うと、見ていただくと年間だいたい200件ちょっと、300件弱までの工事っていうことで考えると、数億円もかけて使うのかなって。その数億円についても、5年ちょっとでまた総とっかえになると考えると、またそこで1億2億円かかってくるので。それならまだマンパワーで少しやった方がいけるのかなっていうふうに個人的には思っています。

県の動きとかいろいろなものがありますので、業者さんにとっても働き方改革でわざわざ参集するのが嫌だっていうお声もあるかもしれませんが、その辺りについてはまたちょっとこれからの流れだとは思っています。なかなか予算上そういった億の単位の工事すら発注が少ないのにそんなのにかけていいのかなっていうところもあるものから。なかなかそれに関して市役所の中の議論としても説得できるだけのものがあるかなという。少なくとも間違いなく言えるのは、今、人員体制で5人くらいしかいないんですけども、その人間が1人2人減るぐらいに楽になるわけではありませんので、やることは全く同じで人も変わらずに1億円2億円かけるよって言われて、それが説明になるのかどうかはちょっとわからないので。ちょっと財政当局を説得するだけの材料は持ち合わせていないのが本当ですので、私がおる間にはどうにもできないんだろうなって思っています。

松原会長 はい。それから今日は西村委員がこの審議会は最後になりますよね。長年この委員として貢献いただきました西村委員が退かれるということでございます。西村委員の方から何かございますか？

西村委員 話をするとは思っていませんでしたけれども特別なことはございません。この審議会が活発になって市民のためになるようにということを願って話をさせていただきます。以上です。

松原会長 どうも長年ありがとうございました。それでは事務局の方。

事務局 そういたしますと長時間にわたりましてご協議いただきましてありがとうございました。これで令和元年度第1回目の入札契約審議会の方を終了させていただきます。ありがとうございました。